

南島原市手話言語条例

手話は、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合い、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、手話によって必要な情報を得ることや意思疎通を図ることができる環境は十分に整っておらず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたものの、手話に対する理解の広がりやをいまだ感じるに至っていない。

そこで、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解と広がりをもって、いつでも、どこでも、誰とでも手話でコミュニケーションができ、お互いに尊重し、地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び市内で事業又は活動を行なう者（以下「事業者等」という。）の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民が共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関すること。
- (3) 手話通訳者の確保及び養成等の意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(財政措置)

第7条 市は、前条に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。